

公立大学法人宮崎公立大学学長統括特別補佐役等設置規程

平成24年4月1日

規程第112号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学（以下「本学」という。）の学長統括特別補佐役及び学長特別補佐役（以下「統括特別補佐役等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本学に、学長の円滑な大学運営を補佐するため、必要に応じ次の各号に掲げる統括特別補佐役等を置くことができる。

- (1) 学長統括特別補佐役（以下「統括特別補佐役」という。）
- (2) 学長特別補佐役（以下「特別補佐役」という。）

(職務)

第3条 統括特別補佐役等の職務は、次の各号に応じて当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 統括特別補佐役 学長が指定する特定分野の重要事項に係る業務を補佐し、特別補佐役を統括する。
- (2) 特別補佐役 学長が指定する特定分野の重要事項に係る業務を補佐する。

(任命)

第4条 統括特別補佐役等は、学長が任命する。

(員数)

第5条 統括特別補佐役等の人数は、必要に応じて、学長が定める。

(任期等)

第6条 統括特別補佐役等は非常勤とする。

- 2 統括特別補佐役等の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、統括特別補佐役等の任期の末日は、当該統括特別補佐役等を任命する学長の任期の末日を超えることはできない。
- 3 統括特別補佐役等が欠けた場合、後任の統括特別補佐役等の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第7条 統括特別補佐役等に、報酬等を支給する。

- 2 統括特別補佐役等の報酬等は、理事長が別に定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、統括特別補佐役等に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。